『災害に係る町税等の減免等について』

災害により居住用住宅に被害を受けたことにより、納税義務者またはその世帯に属する 被保険者が、所有または居住する家屋に被害が生じた方で、り災証明書の被害の程度に応 じて、町税や保険料が減免になる場合があります。

◆災害減免申請対象者

固定資産税

り災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかに 該当する方

個人町民税

前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、り災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」のいずれかに該当し、保険金や損害賠償金等の補填を損害金額から除いても、納付が著しく困難であると認められる方

国民健康保険税

前年中の被保険者等に係る合計所得金額が500万円以下で、り災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」のいずれかに該当し、保険金や損害賠償金等の補填を損害金額から除いても、納付が著しく困難であると認められる方

介護保険料

り災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」のいずれかに該当し、 保険金や損害賠償金等の補填を損害金額から除いても、納付が著しく困難であると認められる方

◆対象となる納期

被災日以降に到来する納期分(被災日以前にすでに前納されている方は対象外です)

◆減免の可否

条例等の減免基準に基づき審査を行い減免の可否を決定します。

(保険金、損害賠償金等により補填される金額があれば損害金額から除いて判定します)

◆申請手続きの際、ご用意いただくもの

- ・り災証明書
- ・保険金、共済金等損害の補填がある場合、その金額がわかるもの
- ◆申請期限 9月20日(火)

申請・お問い合わせ

町民税、固定資産税、国保税: 役場 | 階税務会計課税務室 Tel: 0238-87-05 | 3 介護保険料: 健康福祉センター健康福祉課福祉室 Tel: 0238-88-2233